

## 高崎市単位長寿会補助要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高齢者の生きがいと健康づくりのための活動を行う単位長寿会に対して、高崎市補助金等交付規則（昭和39年高崎市規則第46号）及びこの要綱の定めるところにより、毎年度予算に定める範囲内において補助金を交付し、単位長寿会の組織強化を図り、活動を促進させることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「単位長寿会」とは、おおむね60歳以上の者が会員となって結成する自主的な組織であって、補助金を交付する年度の4月1日時点で一般社団法人高崎市長寿会連合会に加入している団体をいう。

### (対象経費)

第3条 補助金の対象経費は、単位長寿会の組織強化に係る経費並びにボランティア活動、生きがいを高めるための各種活動、健康づくりに係る各種活動その他の社会活動に必要な賃金、謝金、旅費、需要費、役務費、使用料、賃借料及び備品購入費とする。

### (補助金額)

第4条 補助金の額は、表の左欄に掲げる会員数に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

会員数	補助金額
30人未満	20,000円
30人～49人	50,000円
50人～69人	58,000円
70人～89人	70,000円
90人～109人	80,000円
110人～129人	90,000円
130人～149人	100,000円
150人～169人	110,000円
170人～189人	120,000円
190人～209人	130,000円
210人～229人	140,000円
230人～249人	150,000円
250人～269人	160,000円
270人～289人	170,000円
290人以上	180,000円

2 単位長寿会に表の左欄に掲げる役職にある者がいる場合の補助金の額は、前項に規定する補助金の額に当該役職にある者につきそれぞれ同表の右欄に掲げる補助金額を加算した額とする。

役職	補助金額
地区長寿会連合会長	30,000円
地区長寿会連合会女性部長	30,000円
単位長寿会長	30,000円

(補助金の交付方法)

第5条 補助金の交付方法は、前金払とする。

(補助金の申請及び活動報告等)

第6条 補助金の交付申請は、市長が別に指定する日までに単位長寿会補助金交付申請書(様式第1号)をもって行わなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、補助金の交付について可否を決定し、単位長寿会補助金交付決定通知書(様式第2号)又は単位長寿会補助金交付申請却下通知書(様式第3号)をもって申請者に通知するものとする。

3 補助金の交付を受けた単位長寿会は、単位長寿会活動実績報告書(様式第4号)により、市長に活動の実績を報告するものとする。

(設立届)

第7条 単位長寿会を新たに設立する場合は、単位長寿会設立届(様式第5号)により、市長に届出するものとする。

(解散届)

第8条 単位長寿会を解散する場合は、単位長寿会解散届(様式第6号)により、市長に届出するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

告示第20号

1 この告示は、平成3年4月1日から施行する。

2 令和2年度に交付する補助金に係る第4条第1項の表の右欄に掲げる額については、それぞれ当該額に10分の9を乗じて得た額とする。

附 則

告示第87号

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

告示第108-6号

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

告示第60号

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

告示第 88 - 7 号

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

告示第 97 号

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

告示第 63 号

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

告示第 101 - 16 号

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

告示第 19 号

この告示は、令和 4 年 2 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。